

(資料3)

北広島市西部地区義務教育学校設置基本構想策定検討委員会設置条例

(設置)

第1条 本市の西部地区義務教育学校の設置に係る基本構想(次条において「西部地区義務教育学校設置基本構想」という。)の策定に関し必要な検討を行うため、北広島市西部地区義務教育学校設置基本構想策定検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、西部地区義務教育学校設置基本構想の策定について調査審議する。

(組織)

第3条 委員会は、委員9人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第16条に規定する保護者
- (3) 市立学校の教職員
- (4) 社会教育関係者
- (5) 自治会又は町内会の代表者又はその推薦を受けた者
- (6) その他教育委員会が必要と認める者

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(議事)

第5条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員長は、委員会の会議の議長となる。

3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 委員会の会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(会議の特例)

第6条 委員長は、緊急の必要があり会議を招集するいとまがないときその他やむを得ない理由があるときは、議事の概要を記載した書面を回付して委員の賛否を問い、委員会の会議に代えることができる。

2 前条第2項から第4項までの規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第3項及び第4項中「出席」とあるのは、「署名」と読み替えるものとする。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、委員会が第2条に規定する調査審議を終了した日限り、その効力を失う。